

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

- 一般競争入札の資格に関する公示 (経済調査課) 一六九
- 一般競争入札の実施 (経済調査課) 一七〇
- 一般競争入札の資格に関する公示 (統計課) 一七一
- 一般競争入札の実施 (統計課) 一七二
- 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の種類の指定 (環境保全課) 一七三
- 産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請の内容の概要等 (産業物対策課) 一七三
- 有害がん具類の指定 (生活文化・青少年室) 一七四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請 (生活振興課) 一七四
- 生活保護法による医療機関の指定 (保護課) 一七五
- 生活保護法による指定医療機関等の変更(廃止、休止)の届出 (保護課) 一七五
- 生活保護法による施設機関の指定 (保護課) 一七五
- 道営土地改良事業の工事の完了 (土地改良指導課) 一七六
- 平成十五年北海道立農業大学校養成課程の学生募集 (農業改良課) 一七六
- 平成十五年北海道立農業大学校研修部門の学生募集 (農業改良課) 一七七
- 平成十五年北海道立農業大学校研究課程の学生募集 (農業改良課) 一七九
- 知事権限に係る保安林の指定の予定 (治山課) 一八〇
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一八〇
- 基本測量の終了 (建設部総務課) 一八〇
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 一八〇
- 道路の区域の変更及び供用の開始(二件) (道路整備課) 一八〇
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (河川課) 一八一
- 河川予定地の指定の一部改正 (河川課) 一八一
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (砂防災害課) 一八二
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 一八二
- 北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課) 一八三
- 建築基準法による道路の位置の指定 一八三

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了 一八三

支庁公告

- 軽油引取税免税証の無効処分 一八三
- 道立林業試験場告示 一八三
- 一般競争入札の実施 一八四

道留萌土木現業所告示

○特定調達契約に係る入札の公告 一八五

道稚内土木現業所告示

○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正 一八六

道教育庁留萌教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告 一八六

道教育庁網走教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告 一八八

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示 一九一

道警察本部公告

○公募型プロボウザルの実施 一九四

告 示

示

北海道告示第1071号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年6月25日

北海道知事 堀 達 也

1 資格及び調達をする役務の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年6月25日に一般競争入札の告示を行う北海道土地取引調査委託業務に関する契約

(2) 資 格 北海道土地取引調査委託業務の資格(以下「資格」という。)

(3) 役 務 の 種 類 北海道土地取引調査委託業務

2 資 格 の 要 件

次のいずれにも該当すること。

第1376号

報 公 開 申 請 規 則

(1) 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が4名以上在籍している者であること。 (2) 平成14年4月1日現在において引き続き2年以上、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条の規定に基づき、国土交通省又は都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けた者であること。 (3) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (4) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (5) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (6) 道税を滞納している者でないこと。 (7) 法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくは連合会ではない者であること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に掲げる協業組合(以下「協業組合」という。)については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(2)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合(以下「企業組合」という。)及び協業組合にあっては、設立の祭に資格に有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成14年6月25日から7月2日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道総合企画部経済調査課 イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者	イ 中小企業等協同組合(企業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有するものであるものに限る。)を変更した者 ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者がその構成員を変更した者 (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。 (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。 北海道告示第1072号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 平成14年6月25日 北海道知事 堀 達 也 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 北海道土地取引調査委託業務 一式 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 契約締結の日から平成15年3月10日まで (4) 履行場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部経済調査課 2 入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道告示第1071号に規定する北海道土地取引調査委託業務の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部経済調査課
---	--

4 入札執行の場所及び日時	
(1) 入 札 場 所	北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館 4階 共用会議室B
(2) 入 札 日 時	平成14年7月9日 午前11時
(3) 開 札 場 所	(1)に同じ。
(4) 開 札 日 時	(2)に同じ
5 入 札 保 証 金	
(1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付するものとする。	
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。	
6 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交 付 場 所	北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部経済調査課
(2) 交 付 方 法	(1)の場所で交付する。
7 郵便等による入札	郵便及び電報による入札は、認めない。
8 落札者の決定方法	政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をしたもののうち、入札書記載の入札金額が最低の価格で入札した者を落札者とする。
9 契約書作成の要否	
10 そ の 他	
(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札及び財務規則第154条各号に掲げる入札は、無効とする。	
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い	入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。 なお、消費税等相当額は当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
ア 名 称	北海道総合企画部経済調査課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 621

(4) この公告の内容は予定であり、変更することもあり得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1073号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年6月25日

北海道知事 堀 達 也

1 資格及び調達をする役務の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年6月25日に一般競争入札の公告を行う平成14年商業統計調査に係る電算処理委託業務契約

(2) 資 格 平成14年商業統計調査に係る電算処理委託業務の資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類 平成14年商業統計調査に係る電算処理委託業務

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成14年6月25日直前の納期限までの道税を滞納していないこと。

(5) 平成14年6月25日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

(6) 大型電子計算機を有しており、プログラム及びオペレーターが各1名以上いること。

(7) 道で貸与する次のプログラムが使用可能であること。

プログラムのOS NEC ACOS - 4 XVP

(8) ペリフアイ機能を有するデータエントリ－機器を10台以上有していること。

(9) キーベンチャー要員が10名以上いること。

(10) データの漏えい、改ざん、滅失及びき損を防止するための安全対策措置を講じていること。

第 1 3 7 6 号

報 告 公 開 規 則

北 道

(11) 道が指定する記録媒体及び記録仕様で納品が可能であること。 (12) 札幌市内に(6)から(9)までに掲げる設備及び人員を有し、道の指示により随時に来庁し(同一日に複数回の来庁を求めることがある。)、進行政管理に係る打合せや入力原票の授受及び成果品の納品ができること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) 第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。) 及び中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号) 第3条第1項第7号に掲げる協業組合 (以下「協業組合」という。) については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合 (以下「企業組合」という。) 及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。	再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資 格 の 有 効 期 間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有 効 期 間 の 更 新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。
4 資格審査の申請の時期及び提出方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年6月25日 (火) から7月5日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の間にしなければならない。 ア 受 付 時 間 午前9時から午後5時まで イ 申請書の提出方法 持参提出するものとし、郵送は認めない。 (2) 申 請 書 の 提 出 先 資格審査の申請は次に掲げる申請書の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提 出 先 の 名 称 北海道総合企画部統計課 イ 提 出 先 の 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 688	北海道告示第1074号 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。 平成14年6月25日 北海道知事 堀 達 也 1 入札に付する事項 (1) 業 務 名 平成14年商業統計調査に係る電算処理委託業務 (2) 業 務 内 容 入札説明書及び平成14年商業統計調査に係る電算処理委託業務要領による。 (3) 契 約 期 間 契約締結日から平成15年3月25日まで (4) 納 入 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課 2 入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道告示第1073号に規定する平成14年商業統計調査に係る電算処理委託業務の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階共用会議室A (2) 入 札 日 時 平成14年7月15日 (月) 午前11時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税以下「消費税等」という。) の100分の5に相当する額以上の入札
5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合 (企業組合を除く。) である資格を有する者でその構成員 (資格を有する者であるものに限る。) を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法	

保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までに定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便又は電報による入札認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の金額が最低である者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 間 平成14年6月25日（火）から7月5日（金）まで

(2) 提 出 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課

11 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取り扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日 時 平成14年7月2日（火）午前10時

イ 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階共用会議室A

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部統計課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西7丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 688

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1075号

環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）第2条の規定により、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域を同表の該当類型の欄に掲げる類型を当てはめる水域として指定する。

平成14年6月25日

水	北海道知事	堀	達	也
水域	該当類型	達成期間	域	

函館海域2)

大鼻岬の突端と葛登志岬の突端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（函館海域1)に係る部分を除く。）

海域 I

イ

注 1 該当類型の分類は、昭和46年環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）の別表2の2の海域のイに掲げるとおりとする。

注 2 達成期間のイとは、指定後、直ちに達成することを表す。

北海道告示第1076号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成14年6月25日

北海道知事 堀 達 也

1 申請の概要

(1) 申請年月日

平成14年6月6日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）

石狩市新港中央3丁目750番地3

株式会社リプローク 代表取締役社長 武田 篤

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

第 1376 号

報 告 公 開 申 請

- 石狩市新港中央 3 丁目 750 番地 4、5
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類の
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第5号に規定する廃油の焼却施設及び第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設
- (5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
感染性廃棄物、廃プラスチック類、廃油、廃アルカリ、汚泥、廃酸、ガラスくず、コックリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず
- 2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間
- (1) 縦覧の場所及び時間
ア 北海道石狩支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで
イ 石狩市生活環境部ごみ対策課 午前9時から午後5時15分まで
- (2) 縦覧の期間
平成14年6月25日から7月25日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 意見書の提出
- (1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- (2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
- (3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 060 - 8558 札幌市中央区北3西7 北海道石狩支庁地域政策部環境生活課）に平成14年8月8日（木）までに到着するように提出すること。

北海道告示第1077号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第7条第1項第4号の規定により、次のがん具類を有害がん具類として指定する。

平成14年6月25日

がん具類 の種別	がん具類 の名称	北海道知事 堀 達 也	
		がん具類 の構造機能	指定の理由
がん具銃	がん具銃	手動により空気圧縮ポンプを作動し、圧縮された空気の力を利用して弾丸を発射させるもの	当該がん具空気銃又はガス銃用の弾丸を装てんし、発射した場合において、発射弾丸の有する単位面積当たりのエネルギーが銃口の直前で0.07kgm/cm ² 以上を有するもの
がん具銃	がん具銃	充電した圧縮ガスの力を利用し	構造又は機能が発射の健全な育成を害するおそれがあるため

て弾丸を発射させるもの

(注) 0.07kg m/cm²とは、おおよそ当該がん具銃用の弾丸で、おおむね銃口から3メートルにある新聞紙5枚以上を貫通する力に相当するものをいう。

北海道告示第1078号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり定款の変更（ふれあい広場・たんぼぼのはらにあっては特定非営利活動に係る事業の変更、コブシ会にあっては目的に関する変更及び特定非営利活動に係る事業の変更、留萌体育協会にあっては役員に関する変更）の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

平成14年6月25日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 申請のあった年月日 平成14年5月2日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 ふれあい広場・たんぼぼのはら
- (3) 代表者の氏名 柏野 俊子
- (4) 主たる事務所の所在地 北海道石狩市花川南4条5丁目21番地
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、地域のひととの交流を通して障害者への理解を深め、互いに刺激しあい、学び、楽しみ、心豊かな時を持ち、共に地域で生きるために必要な手だてを考へることを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成14年5月9日

- (2) 特定非営利活動法人の名称 コブシ会
- (3) 代表者の氏名 平岡 康夫
- (4) 主たる事務所の所在地 北海道帯広市稲田町西2線7番地
- (5) 定款に記載された目的 本会は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、地域全体の葬儀一切に関して人種宗教を問わず深い敬愛の念を持って接し、故人あるいはご遺族の意思を大切に、営利を第一の目標とすることなく、福祉の精神にのっとり地域社会に根ざした葬儀の実現を目指した活動を行い、公益の増進に寄することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成14年5月10日

- (2) 特定非営利活動法人の名称
- (3) 代表者の氏名
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 定款に記載された目的

留萌体育協会
山田 允

北海道留萌市見晴町2丁目2番地3

この法人は、市民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを進め、他のスポーツ団体と連携し、スポーツの普及にむけての生活・社会環境の形成に寄与することを目的とする。

北海道告示第1079号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成14年6月25日

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
たにかさか医院	苫小牧市字沼ノ端578-12	平成14.5.1
江別大木眼科クリニック	美幌市大通西1条南2丁目1-12	同 14.4.1
社会福祉法人 北海道社会事業協会岩内病院	江別市向ヶ丘28の15	同 14.5.1
音威子府診療所	岩内郡岩内町字高台209番2	同 14.4.1
みやざわクリニック	中川郡音威子府村字音威子府509番地88	同 14.5.1
なか歯科医院	網走郡美幌町字元町7番地1の2	同 14.4.15
よりもと歯科医院	標津郡中標津町東13条北6丁目14番地2	同
自由ヶ丘歯科医院	苫小牧市字沼ノ端168-23	同 14.5.1
村山歯科真狩診療所	芦別市北4条西3丁目7-8	同 14.5.31
木村歯科医院	千歳市自由ヶ丘3丁目3番5号	同 14.5.15
遠矢歯科クリニック	虻田郡真狩村字真狩35番地	同 14.4.1
アズ・ブラザ歯科クリニック	上川郡清水町南1条3丁目12番地	同
斉藤薬局浪花店	釧路郡釧路町遠矢南1丁目1-2	同 14.5.7
株式会社春光堂薬局	標津郡中標津町東7条北1丁目アズ・ブラザ2F	同 14.3.1
ぬまのはた薬局	釧路市浪花7丁目6番	同 14.5.1
そらいる薬局	同 桜ヶ岡4丁目4番6号	同 13.12.1
コスモ薬局	苫小牧市字沼ノ端578番地13	同 14.5.1
	江別市向ヶ丘27-8	同
	同 大麻中町2番18	同

有限会社ふじ薬局	根室市松ヶ枝町3丁目18番地2	同 14.6.1
ハイン薬局松ヶ枝店	伊達市松ヶ枝町30-13	同 14.4.1
アイン薬局岩内店	岩内郡岩内町字栄186番地3	同
興部中央薬局	紋別郡興部町字興部869番38	同 13.6.15

北海道告示第1080号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。

平成14年6月25日

名称又は氏名	所在地又は住所	届出の内容
医療法人社団 愛国医院	釧路市愛国西1丁目24番2号	平成14.5.10 休止
伊沢産婦人科医院	岩見沢市4条西8丁目15-2	同 14.5.30 廃止
元木医院	美幌市大通西1条南2丁目1-12	同 14.3.31 同
社会福祉法人札幌厚生会特別養護老人ホーム聖芳園医務室	北広島市西の里347番地4	同
社会福祉法人北海道社会事業協会岩内病院	岩内郡岩内町字栄170番地	同
医療法人仁友会 日之出歯科真狩診療所	虻田郡真狩村字真狩35番地	同
音威子府医院	中川郡音威子府村字音威子府509番地88	同 14.4.30 同
木村歯科医院	上川郡清水町南1条3丁目12	同 14.3.31 同
空知中部広域連合訪問看護ステーション	空知郡奈井江町字奈井江10番地28	同
篠原歯科医院	雨竜郡北竜町字和2-4	同 14.3.30 同
つがやす薬局	帯広市東2条南8丁目18番地	同 14.4.30 同
コスモ薬局	江別市大麻中町2番17	同
ふじ薬局	根室市明治町1丁目2-8	同 14.5.31 同
アイン薬局岩内店	岩内郡岩内町字高台120-5	同 14.3.31 同

北海道告示第1081号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術機関を次のとおり指定した。

平成14年6月25日

名 称	又 は 氏 名	所 在 地	又 は 住 所	掘 達 也
大 谷 鍼 灸 治 療 院		亀田郡七飯町大川1丁目10 - 21		指定年月日 平成14. 6. 1
片 平 整 骨 院		上川郡清水町本通2丁目1 - 1		同 14. 5. 28

北海道告示第1082号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2 第3項の規定により公告する。

平成14年6月25日

北海道知事 堀 達 也

地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
荻 伏	畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農業用排水）	平成13.11.20
同	同（農道）	同 14. 3. 20
同	同（区画整理）	同 13.11. 9
同	同（暗きよ）	同 14. 1. 18
同	同（土層改良）	同 14. 2. 28
明 和	かんがい排水 [一般]	同 14. 2. 8
幾 千 世	農免農道整備	同 14. 2. 20
平 陽	同	同 14. 1. 10
姉 富 東 陽	ため池等整備 [用排水施設整備]	同 14. 2. 20
太 陽	畑地帯総合整備（農業用排水）	同 10.12.10
同	同（農道）	同 12. 3. 24
同	同（暗きよ）	同 11. 3. 5
同	同（土層改良）	同
同	同（農業用排水）	同 6.12.20
三 石 東	同（農道）	同 12. 2. 29
同	同（暗きよ）	同 6.12.20
同	同（客土）	同 7. 2. 14
同	同（農用地造成）	同 12. 2. 29
同	同（農地総合開発整備（農地造成）	同 7. 9. 12
日 高 門 別	同（暗きよ）	同 1.11.30
同	同（区画整理）	同 3. 7. 31
同	同（農道）	同 10.10. 7
同	同（一般農道整備（過疎基幹）	同 13. 3. 15
紫 雲 古 津	同（中山間地域総合農地防災（農業用排水）	同 12.12.15
清 瀬		

同 幌 別	同 中山間地域総合整備（農業用排水）	同 13. 2. 20
同	同（農道）	同 13. 3. 15
同	同（ほ場整備）	同 13. 2. 15
同	同（客土）	同 12.10.25
同	同（暗きよ）	同 13. 3. 15
同	同（農用地改良保全）	同 12.10.31
紫 雲 古 津	ため池等整備 [用排水施設整備]	同 13. 2. 20
豊 田	災害復旧（農業用施設）	同 12. 1. 20
若 園	同	同 13. 3. 30

北海道告示第1083号

平成15年度北海道立農業大学校養成課程の学生を次のとおり募集する。

平成14年6月25日

北海道知事 堀 達 也

- 募集 学 科 畜産経営学科及び畑作園芸経営学科
- 修 業 年 限 2 年
- 募 集 人 員 60人（うち推薦入校による募集人員は、全体のおおむね7割とする。）
- 教 育 目 標
次代の農業及び農村を担う優れた農業後継者の養成を目的として、次の目標の下に実践的な教育を行う。
(1) 農業の国際化、技術の高度化等に対応した近代的な農業経営を行うのに必要な高度の知識、技術及び能力の修得
(2) 農業・農村地域のリーダーにふさわしい指導力の養成
5 応 募 資 格
(1) 推 薦 入 校
次のすべての要件に該当する者で出身高等学校長が推薦する者とする。
ア 高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校をいう。以下同じ。）を平成15年3月に卒業見込みの者
イ 高等学校における学習成績概評がB段階以上の者
ウ 心身ともに健康な北海道内の農家（農業法人構成員を含む。）子弟・子女で、北海道立農業大学校養成課程を卒業後、北海道内で就農することが確実な者
(2) 一 般 入 校
ア 高等学校を卒業した者若しくは平成15年3月に卒業見込みの者又はこれらと同等以

上の学力を有すると知事が認めた者 イ 心身ともに健康で、北海道立農業高等学校養成課程を卒業後、北海道内で就農する意志を有する者 6 出 願 手 続 志願者は、次により入校願書等を北海道立農業高等学校長（以下「校長」という。）に出すこと。 (1) 推 薦 入 校 ア 受 付 期 間 平成14年9月9日（月）から17日（火）まで（消印有効） イ 提 出 書 類 (ア) 入校願書（北海道立農業高等学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号。以下「規則」という。）別記第1号様式によること。） 1部 (イ) 身上調書（規則別記第2号様式によること。） 1部 (ウ) 受験票（指定の用紙によること。） 1部 (エ) 卒業見込み証明書 1部 (オ) 高等学校調査書 1部 (カ) 写真（出願前3か月以内に無帽正面上半身を撮影したもの（縦3.5センチメートル×横3センチメートル） 2葉 (キ) 健康診断書（出願前1か月以内に医師が発行したもので指定の用紙によること。） 1部 (ク) 高等学校長の推薦書（指定の用紙によること。） 1部 (ケ) 返信用封筒（あて先を明記し、110円切手をはり付けた定形（縦22センチメートル以上23.5センチメートル未満、横11センチメートル以上12センチメートル未満のもの） 1通 (2) 一 般 入 校 ア 受 付 期 間 平成14年9月20日（金）から30日（月）まで（消印有効） イ 提 出 書 類 (ア) 前述1の推薦入校の提出書類の(ア)、(イ)、(ウ)、(キ)及び(ケ) (イ) 卒業証明書又は卒業見込み証明書 (ウ) 高等学校調査書又は最終学校成績証明書 ウ そ の 他 推薦入校の出願手続をした者は、出願時に申し出ることにより、一般入校の出願手続をした者として、一般入校試験を受験することができる。 7 受 験 票 の 交 付 入校願書等を受理したときは、受験票を試験日の前々日までに志願者に送付する。なお、6の2のウに該当する場合には、再度、受験票を志願者に送付する。	
8 選 考 校長は、次により入校予定者の選考を行い、その結果を発表するとともに、志願者に通知する。 (1) 推 薦 入 校 ア 試 験 日 平成14年10月3日（木） イ 試 験 地 北海道中川郡本別町（北海道立農業高等学校）及び北海道札幌市 ウ 試 験 科 目 作文及び面接 エ 合 格 発 表 平成14年10月18日（金） (2) 一 般 入 校 ア 試 験 日 平成14年10月31日（木） イ 試 験 地 北海道中川郡本別町（北海道立農業高等学校）及び北海道札幌市 ウ 試 験 科 目 作文及び面接 (ア) 必須科目 作文及び面接 (イ) 選択科目 数学Ⅰ又は農業基礎のうちいずれか1科目 エ 合 格 発 表 平成14年11月15日（金） 9 そ の 他 (1) 選考料及び授業料は、徴収しない。 (2) 学生はすべて寮に寄宿するものとし、食費等は年額35万円程度とする。 (3) 資格免許等の取得に要する経費、教材費、学生会費等は、個人負担とする。 (4) 問い合わせは、北海道立農業高等学校（電話番号 01562 - 4 - 2121（内線205又は206）郵便番号 089 - 3675 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1）、最寄りの支庁農業振興部農務課又は農業改良普及センターに行うこと。 (5) 入校願書等の用紙の請求は、北海道立農業高等学校に行うこと。 なお、郵便で請求する場合は、あて先を明記して、270円分の切手をはり付けた縦33センチメートル、横24センチメートルのA4判用紙が入る封筒を同封すること。 北海道告示第1084号 平成15年度北海道立農業高等学校研修部門の研修生を次のとおり募集する。 平成14年6月25日 1 募 集 学 科 稲作経営専攻コース 2 修 業 年 限 2年 3 募 集 人 員 10人（うち推薦入校による募集人員は、全体のおおむね7割とする。） 4 研 修 目 標 北海道知事 堀 達 也	第1376号 北 道 大 学 学 則 144

入校願書等を受理したときは、受験票を試験日の前々日まで志願者に送付する。 なお、7の(2)の場合には、再度、受験票を志願者に送付する。 9 選 考 校長は、次により入校予定者の選考を行い、その結果を発表するとともに、志願者に通知する。 (1) 推 薦 入 校 ア 試 験 日 平成14年10月3日 (木) イ 試 験 地 北海道中川郡本別町 (北海道立農業大学校) 及び北海道札幌市 ウ 試 験 科 目 作文及び面接 エ 合 格 発 表 平成14年10月18日 (金) (2) 一 般 入 校 ア 試 験 日 平成14年10月31日 (木) イ 試 験 地 北海道中川郡本別町 (北海道立農業大学校) 及び北海道札幌市 ウ 試 験 科 目 作文及び面接 (ア) 必須科目 作文及び面接 (イ) 選択科目 数学Ⅰ又は農業基礎のうちいずれか1科目 エ 合 格 発 表 平成14年11月15日 (金) 10 そ の 他 (1) 選考料及び授業料は、徴収しない。 (2) 問い合わせは、北海道立農業大学校 (電話番号 01562 - 4 - 2121 (内線242)、郵便番号 089 - 3675 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1)、最寄りの支庁農業振興部農務課又は地域農業改良普及センターを行うこと。 (3) 入校願書等の用紙の請求は、北海道立農業大学校に行うこと。 なお、郵便で請求する場合は、あて先を明記して、270円分の切手をはり付けた縦33センチメートル、横24センチメートルのA4判用紙が入る封筒を同封すること。 北海道告示第1085号 平成15年度北海道立農業大学校研究課程の学生を次のとおり募集する。 平成14年6月25日 1 募 集 学 科 農業経営研究科 2 修 業 年 限 2年 3 募 集 人 員 10人 4 教 育 目 標 本校養成課程卒業者を対象に、本校養成課程等で習得した技術等をさらに一歩進め、		より高度な経営管理能力や技術を身につけ、地域のリーダーとして、これからの農業、農村を牽引する人材の育成を行う。 (1) プロジェクト学習、実践実習等を通じて経営環境の変化に対応し得る経営管理能力の修得 (2) 自主的な課題解決による自家経営の改善 (3) 地域リーダーとしての資質の向上 5 応 募 資 格 次のいずれかに該当する者で心身ともに健康で、研究課程卒業後、北海道内で就農する意志を有する者とする。 (1) 農業者研修教育施設 (農業改良助長法 (昭和23年法律第165号) 第14条第1項第5号に規定する施設で、高等学校を卒業した者を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)を卒業した者又は平成15年3月に卒業見込みの者 (2) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) に定める短期大学又は大学において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成15年3月に卒業見込みの者 (3) 財団法人農民教育協会釧路学園、社団法人日本国民高等学校協会日本農業実践学園本科、学校法人八紘学園北海道農業専門学校専攻科又は帯広畜産大学別科 (草地畜産専修) を卒業した者又は平成15年3月に卒業見込みの者 (4) (1)から(3)までに掲げる者と同等以上の学力を有すると知事が認めた者 6 出 願 手 続 志願者は次により入校願書等を北海道立農業大学校校長 (以下「校長」という。) に提出すること。 (1) 受 付 期 間 平成14年11月22日 (金) から29日 (金) まで (消印有効) (2) 提 出 書 類 ア 入校願書 (北海道立農業大学校管理規則 (昭和49年北海道規則第45号。以下「規則」という。) 別記第1号様式の2によること。) 1部 イ 身上調査書 (規則別記第2号様式によること。) 1部 ウ 卒業見込証明書又は卒業証明書 1部 エ 最終学校成績証明書 1部 オ 写真 (出願前3か月以内に無帽正面上半身を撮影したもの (縦3.5センチメートル×横3センチメートル) 2葉 カ 健康診断書 (出願前1か月以内に医師が発行したもので指定の用紙によること。) 1部 キ 受験票 (指定の用紙によること。) 1部 ク 研修計画書 (指定の様式により、研究課程で学びたい内容や、卒業後の営農内容等を原稿用紙4枚 (800字) 以内で作成する。ワープロの使用も認める。) 1部	
--	--	---	--

第1376号

北海道庁公告

ケ 返信用封筒（あて先を明記し、110円切手を貼り付けた定形のもの） 1部
(3) その他
本校養成課程卒業見込みの者は、(2)のイ、ウ、エ、及びカの書類の提出を免除する。
7 受験票の交付
入校願書等を受理したときは、受験票を試験日の前々日までに志願者に送付する。
8 選考
校長は、次により入校予定者の選考を行い、その結果を発表するとともに、志願者に通知する。

- (1) 試験日 平成14年12月10日（火）
(2) 試験地 北海道中川郡本別町（北海道立農業大学校）
(3) 試験科目 小論文及び面接
(4) 合格発表 平成14年12月18日（水）
9 その他

- (1) 選考料及び授業料は、徴収しない。
(2) 学生は寮に寄宿することができる（食費等は年額35万円程度とする。）。
(3) 資格免許等の取得に要する経費、教材費、学生会費等は、個人負担とする。
(4) 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話番号 01562 - 4 - 2121 番（内線205又は206番）郵便番号 089 - 3675 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1）、最寄りの支庁農業振興部農務課又は農業改良普及センターに行うこと。
(5) 入校願書等の用紙の請求は、北海道立農業大学校に行うこと。
なお、郵便で請求する場合は、あて先を明記して、270円分の切手を貼り付けた縦33センチメートル、横24センチメートルのA4判用紙が入る封筒を同封すること。

北海道告示第1086号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成14年6月25日

- 1 保安林予定森林の所在 北海道知事 堀 達也
場所 阿寒郡阿寒町字オリヨツツ3の2・3の15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3の201
2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び阿寒町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1087号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年6月25日

- 1 解除予定保安林の所在 北海道知事 堀 達也
場所 標津郡中標津町字開陽1409の6・1409の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 風害の防備
3 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1088号

国土地理院長から、次のとおり基本測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年6月25日

- 1(1) 作業種類 基本測量（一等磁気測量） 北海道知事 堀 達也
(2) 作業期間 平成13年5月31日から7月6日まで
(3) 作業地域 愛別町、標津町
2(1) 作業種類 基本測量（航空磁気測量）
(2) 作業期間 平成13年8月29日から9月14日まで
(3) 作業地域 千歳市、大野町、七飯町、南茅部町、鹿部町、砂原町、森町、八雲町

北海道告示第1089号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変

更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から

2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年6月25日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道路	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所	旭 川 深 川 線	深川市一巳町字一巳4835番1地先から 深川市一巳町字一巳6783番地先まで	前	27.27mから 27.27mまで	1,106.28m	—	北海道札幌土木現業所
	江別イソター線	江別市元野幌1219番8地先から 江別市元野幌1219番7地先まで 江別市元野幌1219番8地先から 江別市元野幌1188番2地先まで	後 前 後	27.27mから 42.75mまで 30.00mから 30.00mまで 10.00mから 32.00mまで	1,106.28m 65.00m 136.40m	— 同	

北海道告示第1090号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年6月25日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道路	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
2 路 線 名	花畔札幌線					
3 道路の区域	区					
	石狩市花川東41番9地先から 石狩市花川東93番10地先まで	前		26.00mから 42.00mまで	671.00m	—
		前		26.00mから 42.00mまで	671.00m	—
		後		7.00mから 18.00mまで	675.00m	—

北海道告示第1091号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変

更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年6月25日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道路	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
2 路 線 名	八千代帯広線					
3 道路の区域	区					
	帯広市基松町2 - 1地先から 帯広市空港南町南12線35 - 1地先まで	前		11.50mから 68.00mまで	4,130.00m	—
		前		14.00mから 60.00mまで	3,592.45m	—
		後		11.50mから 52.00mまで	4,163.00m	—
		後		14.00mから 60.00mまで	3,592.45m	—

北海道告示第1092号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年6月25日

北海道知事 堀 達 也

1 しゅん功認可の年月日 平成14年6月25日

2 しゅん功認可を受けた者

(1) 氏 名 又 は 名 称 北海道

(2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 代 表 者 の 氏 名 北海道知事 堀 達也

3 埋 立 区 域

(1) 位 置 常呂郡佐呂間町字富武士823番地先の公有水面

(2) 区 域 次の1の地点から10の地点までを順次に結んだ線及び1の

地点と10の地点を結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

漁港原点（北緯44度05分37秒 東経143度48分37秒）

1の地点 漁港原点から方向角339度23分35秒の方向153.03mの地点

2の地点 1の地点から方向角258度43分43秒の方向67.23mの地点

3の地点 2の地点から方向角349度25分35秒の方向0.76mの地点

4の地点 3の地点から方向角258度05分30秒の方向1.50mの地点

5の地点 4の地点から方向角349度36分40秒の方向1.22mの地点

6の地点 5の地点から方向角258度48分54秒の方向18.87mの地点

7の地点 6の地点から方向角170度17分59秒の方向1.19mの地点

8の地点 7の地点から方向角258度45分02秒の方向63.20mの地点

9の地点 8の地点から方向角349度40分37秒の方向56.14mの地点

10の地点 9の地点から方向角79度27分47秒の方向150.60mの地点

(3) 面 積 8,349.53㎡

4 免許年月日及び番号 平成9年8月26日 河川第1236号指令

5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 佐呂間町

北海道告示第1093号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年6月25日

北海道知事 堀 達 也

表の2二級河川厚真川の項位置の欄中「本郷及び東和」を「本郷、東和及び堀内」に、同項図面の欄中「及び第20号図から第24号図まで」を、「第20号図から第24号図まで及び第28号図から第30号図まで」に改める。

北海道告示第1094号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年6月25日

北海道知事 堀 達 也

1 しゅん功認可の年月日 平成14年6月18日

2 しゅん功認可を受けた者

(1) 氏 名 又 は 名 称 北海道

(2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 代 表 者 の 氏 名 北海道知事 堀 達也

3 埋 立 区 域

(1) 位 置

(2) 区 域

古宇郡神恵内村大字赤石村字赤石17番48地先の公有水面
次のAの地点からIの地点までを順次に結んだ線及びAの
地点とIの地点とを結んだ線によって囲まれた区域

赤石漁港図根点1（北緯43度09分19秒 4 東経140度24分

22秒 7、X = - 93.809.14 Y = 12.709.13）から方向角

139度23分53秒の方向70.53mの地点

Aの地点から方向角150度44分45秒の方向13.03mの地点

Bの地点から方向角172度11分03秒の方向30.28mの地点

Cの地点から方向角234度26分39秒の方向67.19mの地点

Dの地点から方向角324度13分19秒の方向11.99mの地点

Eの地点から方向角53度32分34秒の方向0.83mの地点

Fの地点から方向角324度12分59秒の方向26.24mの地点

Gの地点から方向角54度52分20秒の方向9.92mの地点

Hの地点から方向角328度47分58秒の方向1.57mの地点

(3) 面 積 3,016.83㎡

4 免許年月日及び番号 平成7年7月20日 砂防第3028号指令

5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 神恵内村

北海道告示第1095号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号 060 - 8588）北海道建設部都市計画課とする。

平成14年6月25日

北海道知事 堀 達 也

- 1 都市計画の種類 道路
- 2 都市計画を定める土地の区域
- 種 別 名 称 起 点 終 点 主 な 経 過 地
- 幹線街路 3・4・61号永山駅前通 旭川市永山2 旭川市永山1 旭川市永山1
- 条19丁目 条19丁目 条19丁目
- （縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり）
- 3 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び旭川市都市建築部都市計画課

北海道告示第1096号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成14年6月25日

北海道知事 堀 達 也
2 売りさばき人の項株式会社札幌銀行の事項中「同 伊達支店」を削る。

北 道 道 道 道

北海道胆振支庁告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、虻田町に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成14年6月25日

北海道胆振支庁長 小 林 照 和

- 1 指 定 番 号 胆建指第14 - 1号
- 2 指 定 年 月 日 平成14年6月17日
- 3 道 路 の 位 置 虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町78 - 384、78 - 385、78 - 128
- 4 道 路 の 幅 員 6.52m
- 5 道 路 の 延 長 76.89m

- 6 申請者の住所及び氏名 虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町71番地
- 株式会社 越後屋デパート 代表取締役 越後 進

北海道十勝支庁告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年6月25日

- 北海道十勝振支庁長 尾 山 篤 治
- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 中川郡本別町南1丁目2番22、2番23、2番24、2番25、2番33、2番59、2番60、2番62、2番63
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 帯広市西22条北1丁目13番地 株式会社福原 代表取締役 福原 朋治
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年2月1日 十建指第13 - 13号

北 道 道 道 道

次の軽油引取税免税証については、免税軽油共同使用者から亡失した旨の届出があったので、平成14年3月28日以降無効とした。

平成14年6月25日

北海道空知支庁長 佐 藤 隆

免 税 証 類 別	記 号 及 び 番 号	枚 数	業 種	有 効 期 間	免税証に記載された販売業者の住所（所在地）及び氏名（名称）	免 税 証 付 名
10 ^{リットル} 券	C1248318 └ C1248338	21	農業	H14. 3.13 └ H14.11.30	月形町北農場番外地 月形町 農業協同組合 月形町 農協給油所	北 海 道 空知支庁
50 ^{リットル} 券	F 0370604 └ F 0370616	13	農業	H14. 3.13 └ H14.11.30	月形町北農場番外地 月形町 農業協同組合 月形町 農協給油所	北 海 道 空知支庁
100 ^{リットル} 券	G1140638 └ G1140659	22	農業	H14. 3.13 └ H14.11.30	月形町北農場番外地 月形町 農業協同組合 月形町 農協給油所	北 海 道 空知支庁

第1376号

500 ^円 券	I 0233605 イ	21	農業 イ	H14. 3.13 イ H14.11.30	月形町北農場番外地 月形町農業協同組合 月形町農協給油所	北 海 道 空知支庁
1,000 ^円 券	J 0859306 イ	40	農業 イ	H14. 3.13 イ H14.11.30	月形町北農場番外地 月形町農業協同組合 月形町農協給油所	北 海 道 空知支庁
5,000 ^円 券	K0014926 イ	6	農業 イ	H14. 3.13 イ H14.11.30	月形町北農場番外地 月形町農業協同組合 月形町農協給油所	北 海 道 空知支庁
10,000 ^円 券	L 0167262 イ	20	農業 イ	H14. 3.13 イ H14.11.30	月形町北農場番外地 月形町農業協同組合 月形町農協給油所	北 海 道 空知支庁

興立林業試験場告示

北海道立林業試験場告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年6月25日

北海道立林業試験場長 本 橋 正 人

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量
データロガー組み込み転倒・ス雨量センサーほか3点

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による

(3) 納 入 期 日 平成14年8月30日

(4) 納 入 場 所 北海道立林業試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号及び平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入等の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道美唄市光珠内町東山

北海道立林業試験場総務部総務課会計係

入札執行の場所及び日時

入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道美唄市光珠内町東山
北海道立林業試験場

(2) 入 札 日 時 平成14年7月8日（月）午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道美唄市光珠内町東山
北海道立林業試験場総務部総務課会計係

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成14年7月3日 午後5時まで

(2) 提 出 場 所 北海道美唄市光珠内町東山
北海道立林業試験場総務部総務課会計係

11 そ の 他

(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業

者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立林業試験場総務部総務課会計係 イ 所 在 地 郵便番号 079 - 0198 北海道美幌市光珠内町東山 電話番号 01266 - 3 - 4164 内線 226 (4) この入札及び契約を中止することが有り得る。 (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。	
北海道留萌土木現業所告示	
北海道留萌土木現業所告示第 1 号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成13年6月25日	
1 入札に付する事項 北海道留萌土木現業所長 上 栗 喜久雄 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア ロータリ除雪車 (2.6m・3,400t/h級) 2台 交換契約によりロータリ除雪車1台 (350PS級) 及びロータリ除雪車1台 (400PS級) を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車2台 (2.6m・3,400t/h級) を当該契約の相手方から調達する。 イ 除雪トラツク (10t級、6×6、S・G・2W付) 1台 交換契約により除雪トラツク1台 (10t級) を契約の相手方に供し、除雪トラツク1台 (10t級、6×6、S・G・2W付) を当該契約の相手方から調達する。 ウ 除雪トラツク (10t級、4×4、S・G付) 1台 交換契約により除雪トラツク1台 (7t級タンク) を契約の相手方に供し、除雪トラツク1台 (10t級、4×4、S・G付) を当該契約の相手方から調達する。 エ ロータリ除雪車 (1.3m・700t/h級) 1台 交換契約によりロータリ除雪車1台 (80PS級) を契約の相手方に供し、ロータリ	
除雪車1台 (1.3m・700t/h級) を当該契約の相手方から調達する。 アからエについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 限 平成13年11月29日 (4) 納 入 場 所 ア 留萌土木現業所遠別出張所 2台 イ 留萌土木現業所事業課 1台 ウ 留萌土木現業所遠別出張所 1台 エ 留萌土木現業所羽幌出張所 1台 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号及び平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成13年6月25日から7月15日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077 - 0027 北海道留萌市住之江2丁目 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課管財係 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道留萌市住之江2丁目 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課管財係 電話番号 0164 - 42 - 1511 内線 4114 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道留萌市住之江2丁目 北海道留萌合同庁舎3階留萌土	

第 1 3 7 6 号

報 告 公 道 海 北

7 入札説明書の交付に関する事項	(1) 入札に 参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税以下「消費税等」という。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
	(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
	(1) 交 付 場 所 北海道留萌市住之江2丁目 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課管財係 電話番号 0164 - 42 - 1511 内線 4114
	(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
	8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
	9 契約書作成の要否
	10 その他
	(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
	(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。
	イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

11 Summary	A . Nature and quantity of the products to be purchased :
	(a) Rotary Snow Remover (Rotary plow length 2.6 meters, Maximum snow removing capacity : 3,400 tons per an hour class) Quantity 2
	(b) Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snowplow, snow scraper blade and two-way side-plow) Quantity 1
	(c) Snow Removing Truck (10 tons class, 4 wheels-drive. Attaching one-waysnowplow, snow scraper blade) Quantity 1
	(d) Rotary Snow Remover (Rotary plow length 1.3 meters, Maximum snow removing capacity : 700 tons per an hour class) Quantity 1
	B . Date and time for tender : 13 : 30, July 25, 2002
	C . Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Rumoi District Public Works Management Office, 2-chome, Suminoecho, Rumoi, Hokkaido, 077-0027 Japan. Phone : 0164-42-1511 Extension 4114
道 稚 内 土 木 現 業 所 告 示 長	
北海道稚内土木現業所告示第3号	
平成14年北海道稚内土木現業所告示第2号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。	
平成14年6月25日	
北海道稚内土木現業所長 鷲 田 宏 一	
1の2のアの事項及び2の2のアの事項中「平成13年北海道告示第19号」の次に「及び平成14年北海道告示第9号」を加える。	
調 査 官 上 留 萌 教 育 局 告 示 長	
北海道教育庁留萌教育局告示第3号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成14年6月25日

北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

- ア パーソナルコンピュータ 一式 42台×1校（普通科）
イ パーソナルコンピュータ 一式 42台×1校（職業科）
パーソナルコンピュータ（文書処理用）一式 22台×1校（職業科）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成14年9月2日から平成15年3月31日まで。ただし予算の範囲内で、(1)のイは平成20年8月31日、(1)のイは平成19年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 納 入 期 日 平成14年9月2日（月）

(5) 納 入 場 所

ア 北海道留萌高等学校

イ 北海道留萌千望高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年6月25日から7月17日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077 - 0027 北海道留萌市住之江町2丁目1番2

北海道教育庁留萌教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道留萌市住之江町2丁目1番2

北海道教育庁留萌教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道教育庁留萌教育局会議室（合同庁舎4階）（郵送による場合は、郵便番号

077 - 0027 北海道教育庁留萌教育局企画総務課）

(2) 入 札 日 時 1の(1)のア 平成14年8月6日（火）午前11時

1の(1)のイ 平成14年8月6日（火）午前11時30分
（郵送による場合は、8月5日までに必着のこと。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道教育庁留萌教育局企画総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所て交付する。

8 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第151条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 077 - 0027 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 電話番号 0164 - 42 - 1511 内線 3115 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 12 Summary A. Nature and quantity of products to be procured : a . Personal Computer 42 1 set b . Personal Computer 42 1 set Personal Computer (For making documents) 22 1 set B. Bid tendering date and time : A . a 11 : 00 A.M. August 6, 2002 A . b 11 : 30 A.M. August 6, 2002 (If maied, bids must arrive no later than August 5) C . Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Rumoi District Bureau of Education, Hokkaido Office of ducation 2-1-2 Suminoe-cho Rumoi, Hokkaido 077-0027 Japan Phone : 0164-42-1511 Ext. 3115	
調 達 手 続 規 則 第 10 条	
北海道教育庁網走教育局告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成14年6月25日 北海道教育庁網走教育局長 清 原 登志夫	

1(1) 入札に付する事項 ア 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 4式 42台×4校（職業科） （1月当たりの単価） パーソナルコンピュータ（文書処理用）の賃貸借 2式 22台×2校（商業科） （1月当たりの単価） イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 ウ 納 入 期 日 平成14年9月2日（月） エ 納 入 場 所 パーソナルコンピュータ 北海道網走向陽高等学校、北海道紋別南高等学校、 北海道紋別北高等学校、北海道斜里高等学校 パーソナルコンピュータ（文書処理用） 北海道紋別北高等学校、北海道斜里高等学校 オ 契 約 期 間 平成14年9月2日から平成15年3月31日まで。ただし予算 の範囲内で平成19年8月31日を限度に当該契約期間を延長 することが有り得る。 (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借 の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 ウ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されて いることを証明した者であること。 エ 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者 であること。 (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査 ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第 167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする 者はアからウまで定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうか の審査を申請しなければならない。 ア) 申 請 の 時 期 平成14年6月25日から7月22日まで イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出し なければならない。 ウ) 申 請 書類の提出先 郵便番号 093 - 8619 北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係	
---	--

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 (4) 契約条項を示す場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係 (5) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局2階会議室（北海道網走支庁2階）（郵送による場合は、郵便番号 093 - 8619 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係） イ 入 札 日 時 平成14年8月6日（火） 午前10時 （郵送による場合は、平成14年8月5日までに必着のこと。） ウ 開 札 場 所 アに同じ。 エ 開 札 日 時 イに同じ。 (6) 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 (7) 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において、調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 ア 名称及び数量（1月当たりの単価） パーソナルコンピュータ 一式 42台×1校（普通科） パーソナルコンピュータ 一式 32台×1校（普通科） イ 予 定 時 期 平成14年11月頃 (8) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係 イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。 (9) 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 (10) 契約書作成の要否 (11) そ の 他 ア 開札の時ににおいて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条	各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 イ 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い (ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (ア) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係 (イ) 所 在 地 郵便番号 093 - 8619 北海道網走市北7条西3丁目 電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 3117 エ 契約の手続において、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 カ この入札の執行は、公開する。 キ 詳細は、入札説明書による。 (12) Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : a . 42 Personal Computers = 1 set × 4 b . 22 Personal Computers (for word processing use) = 1 set × 2 Total 6 sets (212 Personal Computers) B. Bid Tendering date and time : 10 : 00 A. M. August 6, 2002 (If mailed, bids must arrive no later than August 5) C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Abashiri District Bureau of Education, Hokkaido office of Education Nishi 3 kita 7, Abashiri-shi, Hokkaido, 093-8619, Japan. Phone : 0152-44-7171 Ext. 3117 2(1) 入 札 に 付 す る 事 項
---	---

第 1 3 7 6 号

報 告 公 開 規 則

北 海 道

ア 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 2 式 42 台 × 2 校 (普通科) (1 月当たりの単価) イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 ウ 納 入 期 日 平成14年9月2日 (月) エ 納 入 場 所 北海道留辺蘂高等学校、北海道遠軽高等学校 オ 契 約 期 間 平成14年9月2日から平成15年3月31日まで。ただし予算の範囲内で平成20年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 ウ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 エ 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 (ア) 申 請 の 時 期 平成14年6月25日から7月22日まで (イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 (ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 093 - 8619 北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係 イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 (4) 契約条項を示す場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係 (5) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局2階会議室 (北海道網走支庁2階) (郵送による場合は、郵便番号 093 - 8619 北海道教育庁網走教育局企画総務課学	校管理係) イ 入 札 日 時 平成14年8月6日 (火) 午前10時30分 (郵送による場合は、平成14年8月5日までに必着のこと。) ウ 開 札 場 所 アに同じ。 エ 開 札 日 時 イに同じ。 (6) 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 (7) 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において、調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 ア 名称及び数量 (1月当たりの単価) パーソナルコンピュータ 一式 42 台 × 1 校 (普通科) パーソナルコンピュータ 一式 32 台 × 1 校 (普通科) イ 予 定 時 期 平成14年11月頃 (8) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係 イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。 (9) 落 札 者 の 決 定 方 法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格 (1月当たりの単価) の制限の範囲内で最低の価格 (1月当たりの単価) をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。 (10) 契 約 書 作 成 の 要 否 要 (11) そ の 他 ア 開札の時において、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 イ 入札金額等に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の取扱い (ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
--	---

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係

(イ) 所 在 地 郵便番号 093 - 8619 北海道網走市北7条西3丁目
電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 3117

Ⅰ 契約の手続において、使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

カ この入札の執行は、公開する。

キ 詳細は、入札説明書による。

(12) Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :
a . 42 Personal Computers = 1 set

Total 2 sets (84 Personal Computers)

B . Bid Tendering date and time :

10 : 30 A. M. August 6, 2002

(If mailed, bids must arrive no later than August 5)

C . Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Abashiri District Bureau of Education, Hokkaido office of Education Nishi 3 kita 7, Abashiri-shi, Hokkaido,
093-8619, Japan. Phone : 0152-44-7171 Ext. 3117

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第56号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成14年6月25日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

1	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25株式会社エレコ
	代表者の氏名	代表取締役 福田 貞夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地	栃木県小山市荒井561番地千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	型式の種類	回胴式遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	タージマール
	製造業者名	株式会社エレコ
	型式試験番号	24022200
	検定年月日	平成14年6月25日
	検定番号	第24022200号
2	検定の有効期間	公示の日（平成14年6月25日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	岡山県新見市高尾362番地の1山佐株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 佐野 慎一
	製造又は検査を行う事業所の所在地	岡山県浅口郡里庄町里見2800番地
	型式の種類	回胴式遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	セブンアイランドR
	製造業者名	山佐株式会社
	型式試験番号	24020100
	検定年月日	平成14年6月25日
3	検定番号	第24020100号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年6月25日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	岡山県新見市高尾362番地の1山佐株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 佐野 慎一
	製造又は検査を行う事業所の所在地	岡山県浅口郡里庄町里見2800番地
	型式の種類	回胴式遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	パニツクザウルス
	製造業者名	山佐株式会社
	型式試験番号	24019900

第1376号

報 告 公 開 報 北

4	検 定 年 月 日	平成14年6月25日
	検 定 番 号	第24019900号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年6月25日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市美濃町二丁目98番地 株式会社竹屋
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 竹内 正博
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県春日井市美濃町二丁目98番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	モンスターマシン
	製造業者名	株式会社竹屋
5	概 要	型式試験番号 20019800
	検 定 年 月 日	平成14年6月25日
	検 定 番 号	第20019800号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年6月25日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市美濃町二丁目98番地 株式会社竹屋
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 竹内 正博
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県春日井市美濃町二丁目98番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	CRモンスターマシン
6	製造業者名	株式会社竹屋
	型式試験番号	20015600
	検 定 年 月 日	平成14年6月25日
	検 定 番 号	第20015600号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年6月25日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社タイドー
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 寛田 久治
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ

7	の 型 式 名	フイバー戦国DX
	概 要	製造業者名 株式会社タイドー
	型式試験番号	20026600
	検 定 年 月 日	平成14年6月25日
	検 定 番 号	第20026600号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年6月25日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 毒島 秀行
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
8	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	CRフイバーセイントGP
	製造業者名	株式会社三共
	型式試験番号	20029300
	検 定 年 月 日	平成14年6月25日
	検 定 番 号	第20029300号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年6月25日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 松元 邦夫
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
9	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	CRタイナミックショットA
	製造業者名	株式会社藤商事
	型式試験番号	20017800
	検 定 年 月 日	平成14年6月25日
	検 定 番 号	第20017800号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年6月25日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 上野 栄作

9	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区鶴舞二丁目2番18号 静岡県駿東郡小山町用沢千秋窪1441番地
	型式の種類	遊技機の種類	
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	ＣＲビッグエナーＪ	
	製造業者名 型式試験番号	奥村遊機株式会社 20024000	
検定年月日			平成14年6月25日
検定番号			第20024000号
検定の有効期間			公示の日（平成14年6月25日）から3年間
10	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
	型式の種類	遊技機の種類	
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
11	型式名	フリーバーセイントDX	
	製造業者名 型式試験番号	株式会社三共 20029400	
	検定年月日	平成14年6月25日	
	検定番号	第20029400号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年6月25日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフイア
	代表者の氏名	代表取締役 井置 定男	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目201番地
	型式の種類	遊技機の種類	
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	鉄骨親父S	
	製造業者名 型式試験番号	株式会社ソフイア 21028300	
	検定年月日	平成14年6月25日	
	検定番号	第21028300号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年6月25日）から3年間	

12	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
	代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷御字山之原337番 1
	型式の種類	遊技機の種類	
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
13	型式名	ＣＲドラえんまし	
	製造業者名 型式試験番号	株式会社ニューギン 20024900	
	検定年月日	平成14年6月25日	
	検定番号	第20024900号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年6月25日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
	代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷御字山之原337番 1
	型式の種類	遊技機の種類	
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
14	型式名	ＣＲドラえんまM	
	製造業者名 型式試験番号	株式会社ニューギン 20029700	
	検定年月日	平成14年6月25日	
	検定番号	第20029700号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年6月25日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番 4号 株式会社藤商事
	代表者の氏名	代表取締役 松元 邦夫	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平 6番地
	型式の種類	遊技機の種類	
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	ＣＲタイナミックショットR	
	製造業者名 型式試験番号	株式会社藤商事 20025100	

第1376号

報 告 公 道 海 北

15	検 定 年 月 日	平成14年6月25日
	検 定 番 号	第20025100号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年6月25日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 松元 邦夫
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	遊 技 機 の 種 類	ぱちんこ遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	ＣＲダイナミックショットZ
	製 造 業 者 名	株式会社藤商事
16	概 要	型式試験番号 20025200
	検 定 年 月 日	平成14年6月25日
	検 定 番 号	第20025200号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年6月25日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市区見寄町125番地 タイヨーエリック株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 濱岡 洋平
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	愛知県名古屋市区見寄町125番地
	遊 技 機 の 種 類	ぱちんこ遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	ＣＲスーパーラスカルE
17	概 要	製造業者名 タイヨーエリック株式会社 型式試験番号 20020200
	検 定 年 月 日	平成14年6月25日
	検 定 番 号	第20020200号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年6月25日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市区見寄町125番地 タイヨーエリック株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 濱岡 洋平
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	愛知県名古屋市区見寄町125番地
	遊 技 機 の 種 類	ぱちんこ遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式	

18	の 型 式 名	ＣＲ火事場のロボからV
	概 要	製造業者名 タイヨーエリック株式会社 型式試験番号 20025900
	検 定 年 月 日	平成14年6月25日
	検 定 番 号	第20025900号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年6月25日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市区見寄町125番地 タイヨーエリック株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 濱岡 洋平
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	愛知県名古屋市区見寄町125番地
	遊 技 機 の 種 類	ぱちんこ遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
19	概 要	製造業者名 タイヨーエリック株式会社 型式試験番号 20028900
	検 定 年 月 日	平成14年6月25日
	検 定 番 号	第20028900号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年6月25日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 中島 潤
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
	遊 技 機 の 種 類	ぱちんこ遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	ＣＲ・ラッキータワーK
	概 要	製造業者名 株式会社平和 型式試験番号 20026400
	検 定 年 月 日	平成14年6月25日
	検 定 番 号	第20026400号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年6月25日）から3年間

次のとおりプロボーザルの提出を要請する。
平成14年6月25日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 業務概要

(1) 業 務 名 「第5回違法銃器根絶道民の集い」開催に伴うスポット広報制作・放送業務

(2) 業務内容 「第5回違法銃器根絶道民の集い」開催に伴うテレビ及びラジオによるスポット広報の企画、制作並びに放送までの業務を委託する。

(3) 履行期限 平成14年9月6日

2 参加資格及び選考基準

(1) 企画提案書の提出者に要求される資格
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 過去3年間（平成11年度から平成13年度まで）に官公庁とテレビ番組又はラジオ番組（企画番組、スポット広報等）の制作・放送業務に係る契約を締結し、確実に履行した実績を有すること。

ウ 業務を円滑に行うため、道内に営業拠点を有していること。

エ 業務の確実な実施のため、責任者のほか担当者2名以上の業務処理体制が確保されていること。

(2) 選定基準

ア 業務処理体制

本業務を実施するための体制等

イ 企画提案の内容

3 手続等

(1) 担当部課

郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部生活安全部銃器対策課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 3266

(2) プロボーザル説明書の交付期間及び交付場所

平成14年6月25日（火）から7月1日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）

交付場所は、(1)に同じ。

(3) 参加資格審査申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

平成14年7月2日（火）午後5時（必着）

提出場所は、(1)に同じ。

提出方法は、持参又は郵送による。いずれの場合も提出方法を事前に電話で連絡すること。

(4) プロボーザルの提出期限、提出場所及び提出方法等

平成14年7月15日（月）午後5時

提出場所は、(1)に同じ。

持参すること。

必要によりプレゼンテーションを行う。

4 その他

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(3) その他

詳細は、プロボーザル説明書によること。

平成十四年六月二十五日

火曜日

一九六

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印 編 発

刷 集 行

富 北
士 海
プ 道
リ 総
ン 務
ト 部
株 法
式 制
会 文
社 書
道 課